

目次

環境省事業受付終了について 1

経産省補助受付終了について 2

01.補助全体 3

02.申請要件 4

04.補助対象車両・機器 7

05.補助金について 8

09.その他 8

10.再エネ 100% 9

【見直し履歴】 12

2021年3月26日作成

2021年11月8日環境省補助事業の受付終了について追記

(見直し履歴は[こちら](#))

環境省事業受付終了について

環境省補助事業の受付は、11月8日(月)到着分(WEB申請については17時15分までの申請分)をもって、終了致しました。

| | お問合せ内容 | 回答 |
|----|---|---|
| 1. | 環境省補助の期限は現在どうなっていますか？ | <p>環境省補助事業の受付は、終了致しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> 車両と再エネでの申請の場合 (11月8日到着分をもって、受付は終了致しました) 車両と再エネとV2H又は外部給電器とセットでの申請の場合 (10月29日到着分をもって、受付は終了致しました) |
| 2. | 環境省の補助の受付が終了したとのことですが、申請書受理の判定はどのように行うのですか？ | 11月8日までにセンターに到着した申請を「受理」として扱います。11月9日以降に到着した申請は「不受理」となります。(WEB申請については11月8日17時15分までの申請分が受理となります) |
| 3. | 環境省の補助で不受理になったかどうかは、どの様にして確認できるのですか？ | 不受理となった場合は、センターより申請者に「交付申請不受理のお知らせ」を行います。 終了アナウンスから概ね1週間以内に到着したものを対象に送付予定です。 |
| 4. | HPの「審査状況確認」ページで「到着済み」と表示された場合は、受理されていると思ってよいのですか？ | 「 審査状況確認画面 」で、11月8日以前に到着し受理されている場合は「到着済み」と表示され、11月9日以降到着分については「未到着」と表示されます。 (WEB申請の場合は、WEB申請画面で「車両事後受付中」となっている場合は受理されております。) |

| | | |
|----|---|--|
| 5. | 「令和2年度補正環境省補助で車両単独＋再エネ 100%」での申請で、予算が超過したため受付できなかった場合、「令和3年度」のCEV補助金に振り替えてもらえるのですか？ | 改めて、「令和3年度」の CEV 補助金申請書等をご提出願います。 詳細は「令和3年度」CEV 補助金の申請要領をご覧ください。 |
| 6. | 予算が超過した後、不受理の知らせがあり、「令和3年度」のCEV補助金に申請するとして、知らせを受けた時点で車両の申請期限を過ぎている場合はどうしたらよいのですか？ | 「交付申請不受理のお知らせ」後一定期間内であれば、特例として受付いたします。 詳細は「交付申請不受理のお知らせ」に記載いたします。 |
| 7. | 不受理の場合、申請書は返してくれるのですか？ | 申請に関する誓約でご了承いただきました通り、申請書はお返しいたしません。 |

経産省補助受付終了について

令和2年度補正経産省補助の受付は、9月8日到着分をもって終了致しました。

| | お問合せ内容 | 回答 |
|----|---|---|
| 1. | 経済産業省の補助の受付が終了したとのことですが、申請書受理の判定はどのように行うのですか？ | 申請額が予算額に達した9月9日の前日となる9月8日までにセンターに到着した申請を「受理」として扱います。 申請額が予算額に達した9月9日以降に到着した申請は「不受理」となります。 |
| 2. | 経済産業省の補助で不受理になったかどうかは、どの様にして確認できるのですか？ | 不受理となった場合は、センターより申請者に「交付申請不受理のお知らせ」を行います。 終了アナウンスから概ね1週間以内に到着したものを対象に送付予定です。 |
| 3. | HPの「申請状況確認」ページで「到着済み」と表示された場合は、受理されていると思ってよいのですか？ | 受付終了直後は、9月9日到着分につきましても「到着済み」と表示されておりましたが、現在はページの改修が終了し、9月9日到着分については「未到着」、9月8日以前の到着分は「到着済み」となっております。 現時点で「到着済み」となっている場合は、受理されております。 |
| 4. | 令和2年度補正経産省補助で受付できなかった場合、「環境省、又は、令和3年度」のCEV補助金に振り替えてもらえるのですか？ | 改めて、「環境省、又は、令和3年度」の CEV 補助金申請書等をご提出願います。 詳細は「環境省、又は、令和3年度」CEV 補助金の申請要領をご覧ください。 尚、環境省事業(令和2年度補正)の場合は、再エネ100%電力調達が必要となります。 |
| 5. | 不受理の知らせがあり、「環境省、又は、令和3年度」のCEV補助金に申請するとして、知らせを受けた時点で車両の申請期限を過ぎている場合はどうしたらよいのですか？ | 「交付申請不受理のお知らせ」後一定期間内であれば、特例として受付いたします。 詳細は「交付申請不受理のお知らせ」に記載いたします。 |

| | | |
|----|------------------------|--------------------------------------|
| 6. | 不受理の場合、申請書は返してくれるのですか？ | 申請に関する誓約でご了承いただきました通り、申請書はお返しいたしません。 |
|----|------------------------|--------------------------------------|

01.補助全体

| 番号 | お問合せ内容 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 01-1. 全体 今回の補正予算の総額はいくらですか？ | 第3次補正予算の総額は、経済産業省事業約 37 億円、環境省事業は 79 億円となっています。 |
| 2 | 01-1. 全体 同様の補助金は令和 3 年度もありますか？ | 令和3年度予算の事業についても、申請受付を行っております。詳細は、当センターホームページ(こちら)をご覧ください。 令和 2 年度補正事業との大きな違いは、「車両」と「外部給電器/V2H 充放電設備」のセット申請要件や、「再エネ 100% 電力調達」といった要件は、令和 3 年度事業ではつかないことです。 |
| 3 | 01-1. 全体 経産省の補助金と環境省の補助金の違いはなんですか？ | 補助対象者、補助上限、申請要件等が違います。詳しくは当センターのホームページ(こちら)をご覧ください。 |
| 4 | 01-2. 重複申請 個人で、環境省/経産省の補助金の双方の要件を満たす場合、両方の補助金の受領が可能になるのでしょうか？ | 重複申請はできません。車両購入+外部給電器/V2H 充放電設備+「再エネ 100%電力調達」をされる個人の方は、環境省事業に申請いただくこととなります。 |
| 5 | 01-2. 重複申請 国又は地方公共団体の他の補助金と重複して申請は可能ですか？ | 「補助金申請する当該車両等」に対して「国の他の補助金」を重複して申請することはできません。但し、安全運転サポート車普及促進事業費補助金(いわゆるサポカー補助金)は申請できます。 また、地方公共団体の補助金と重複しての申請は可能となります。 |

| | | | |
|---|---------------------|---|---|
| 6 | 01-3. 従来と の違い | 従来の CEV 補助金とは内容が違 うのですか？違いを教えてください。 違い。 | 令和 2 年度当初予算の補助に比べ、外部給電器/V2H 充放 電設備との同時購入や「再エネ 100%電力調達」の要件、ア ンケート・モニタリング調査への参画など新たな要件が加わ り、補助上限が拡大されているという特徴があります。 具体的には、主に下記の様な違いがあります。 ・EV、PHV、FCVの補助上限額が従来から拡大されます。 ・V2H 充放電設備、外部給電器については、「個人」の方も 申請が可能となります。(補助対象車両とのセットでの申請 が必要です。) ・申請者は 2 年間年に 1 回のアンケート調査や、再エネ調 達の 4 年間のモニタリング調査に参加することが必要となり ます。 申請対象者は、経産省事業の場合は個人のみ、環境省事 業の場合は、個人、民間事業者(中小企業等)及び地方公 共団体等となります。 その他にも補正事業の特徴がございますので、詳細は応募 要領等をご確認ください。 |
|---|---------------------|---|---|

02.申請要件

| | | | |
|---|------------------|---|--|
| 1 | 02-1. 申請 者 | 車両の補助の申請は購入者が申 請者となるのですか？ リースの場合はどうなるのです か？ | 申請者は下記である必要があります。 ・車両購入者であり、申請車両の自動車検査証上の所有者 及び使用者は申請者であること。 ・リースの場合は、リース使用者であり、自動車検査証上の 所有者はリース会社、使用者はリース使用者であること。 ・所有権留保付ローン購入の場合は、車両購入者であり、 自動車検査証上の所有者は自動車会社又はローン会社 等、使用者は申請者であること。 |
| 2 | 02-1. 申請 者 | V2H 充放電設備をリースで供給す る事業を考えているが、V2H 充放 電設備がリースで供給された場合 は今回の補助制度の対象となる のですか？ | リースの場合も申請可能ですが、リース会社ではなくリース 使用者が申請者となります。 |
| 3 | 02-1. 申請 者 | 車両及び V2H 充放電設備の所有 名義は会社本社だが、営業所で 使用する場合、補助の対象です か？この場合、「再エネ 100%電力 調達」要件を満たす場所はどこで すか？ | まず、V2H 充放電設備の設置場所は、セットで申請する車 両の「使用の本拠等と同一」である必要があります。 その上で、環境省の補助に申請する場合、V2H 充放電設備 の給電対象となる事業所の電力契約が「再エネ 100%電力 調達」要件を満たす必要があります。 |

| | | | |
|----|----------------|--|--|
| 4 | 02-1. 申請者 | 車両の所有名義は会社本社だが営業所で使用する場合であって、V2H 充放電設備の所有名義が営業所の場合、補助の対象ですか？ | 「車両の申請者」と、当該車両とセットで申請する「外部給電器・V2H 充放電設備の所有者(リースの場合リース使用者)」は同一である必要があります。 また、「車両の使用場所」と、V2H 充放電設備設置場所・外部給電器保管場所は一致する必要があります。 |
| 5 | 02-1. 申請者 | 車両を個人で購入予定ですが、将来家族間で車両の名義を変更する場合であって、「再エネ 100%電力調達」等はそのまま満たせる状態であれば、返還の必要はないですか？ | 処分制限期間内での名義変更は、家族であっても保有財産の変更にあたり、財産処分手続きの対象となります。加えて、今回の補正事業にある補助金返納の対象にもなりません。 |
| 6 | 02-1. 申請者 | 環境省事業の補助対象にある「中小法人」の定義は何ですか？ | 中小企業基本法における中小企業・小規模事業者の定義となります。 詳細は下記サイトをご参照ください。 https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html |
| 7 | 02-1. 申請者 | 医療法人でも申請は可能ですか？ | 医療法人については、中小企業基本法上の類型では「サービス業」に該当します。下記中小企業の範囲であれば中小企業として申請いただけます。 【 中小企業の範囲 】 資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人 |
| 8 | 02-2. 個人事業 | 個人事業主なのですが、経産省事業・環境省事業のどちらで申請すれば良いのでしょうか？ | 一個人として申請される場合は、どちらの事業でも申請いただくことが可能です。 一事業主体として申請される場合は、事業者等が対象となる環境省事業にて申請いただくこととなります。 環境省事業に一事業者として申請される場合は、予めセンターまでご相談下さい。個人事業を証する書類(開業届出等)など確認書類の提出をお願いすることを想定しております。「再エネ 100%電力調達」や車両等の導入箇所については、自宅・事業所など同一箇所への導入が前提となります。 |
| 9 | 02-3. セット申請 | 車両の所有者(申請者)と、セットで購入する外部給電器・V2H 充放電設備の所有者は、一致しないといけないのでしょうか？ | 個人の場合、「車両の申請者」と、当該車両とセットで申請する「外部給電器・V2H 充放電設備の所有者(リースの場合リース使用者)」は同一である必要があります。 また、「車両の使用場所」と、V2H 充放電設備設置場所・外部給電器保管場所は一致する必要があります。 なお、法人の場合は、所有が本社・事業所で別になることは問題ありません。 |
| 10 | 02-3. セット申請 | V2H 充放電設備設置場所、外部給電器保管場所の制約はありますか？ | 「車両の使用場所」と、V2H 充放電設備設置場所・外部給電器保管場所は一致する必要があります。 「車両の使用場所」とは、当該車両を使用する場所を言い、原則、車検証に記載の「使用の本拠の位置」を指します。 |

| | | | |
|----|--------------------|---|---|
| 11 | 02-3. セット 申請 | 車検証の「使用の本拠の位置」が「***」となっていて記載がないのですが、どうすればよいですか？ | 「使用の本拠の位置」が「***」となっている場合は、「使用者の住所」と同一という意味です。 所有者と使用者が同一の場合もこのような標記になります。 |
| 12 | 02-3. セット 申請 | 法人で2台 EV を購入し、V2H 充放電設備も 2 カ所に設置することはできますか？ただし、自動車を登録する営業所に 1 基と少し離れた営業所に 1 基設置予定です。 | 補助車両 1 台毎に、V2H 充放電設備 1 台をセットにして申請して頂くことになります。その上で、申請毎に「車両の使用場所」と、V2H 充放電設備設置場所が一致すれば申請が可能です。 また、それぞれの営業所において「再エネ 100%電力調達」が要件となります。 |
| 13 | 02-3. セット 申請 | 自宅が借家の一戸建てです。車両と V2H 充放電設備をセットで申請したいのですが申請できますか？ | V2H 充放電設備をセットで申請する場合は、V2H 充放電設備の給電対象施設の所有又は使用権限があることが必要です。 お問い合わせの場合、保有義務期間 5 年以上の設置について、所有者が許諾したことを証する書類を提出して頂く必要があります。 |
| 14 | 02-3. セット 申請 | V2H 充放電設備が使用できない車両と V2H 充放電設備をセットで申請することはできますか？ | V2H 充放電設備や外部給電器が使用できない車両と V2H 充放電設備や外部給電器のセットでの申請は出来ません。 |
| 15 | 02-4. 事後 申請 | 2020 年 12 月 21 日以降、申請受付開始までに、車両と外部給電器/V2H 充放電設備を同時購入していると対象になるようだが、申請受付日以降はいつまでに申請すれば良いのですか？ | 2020 年 12 月 21 日以降で、受付開始前(3 月 25 日)までに車両を購入(車両登録)されている場合は、2020 年 12 月 21 日以降、受付開始前(3 月 25 日)までに外部給電器/V2H 充放電設備の発注を行っていただければ、申請が可能となります。 その場合、申請期限は 5 月末となります。 |
| 16 | 02-6. 複数 台 | 個人で電気自動車等を購入し、自宅に V2H 充放電設備とセットで申請する予定ですが、車両2台と V2H 充放電設備 2 台をまとめて申請はできますか？ また、車両名義が、夫婦それぞれの場合どのような申請になりますか？ | 車両 1 台毎に申請頂き、車両一台につき V2H 充放電設備 1 台がセットで申請が可能です。 お問い合わせのケースでは、ご夫婦別々にそれぞれ申請を頂きますが、それぞれで申請要件を満たして頂く必要があります。 例えば、V2H 充放電設備の発注手続き等は、それぞれの申請毎に別々に実施して頂き、添付書類等もそれぞれの申請毎にご用意いただきます。 |
| 17 | 02-7. 申請 期限 | 車両と V2H 充放電設備/外部給電器の「同時購入」というのは、車両登録・設置・購入を含めどれくらいの期間空いても申請が可能ですか？ | 申請のパターンにより、登録・設置・購入期限が変わってきますが、それらの期限内であれば日付が空いていても問題ありません。 申請パターンごとの期限等については応募要領をご覧ください。 |

| | | | |
|----|------------------------------|--|---|
| 18 | 02-8. 申請 台数 の上 限 | 環境省事業について、複数の事業所で複数台の補助金申請を行う場合、申請台数の上限はありますか？ | 各事業所単位で「再エネ 100%電力調達」等の要件を満たしていれば、各事業所単位で 10 台を限度として申請が可能です。 例えば同一法人が、2 つの事業所でそれぞれが要件を満たしていれば、それぞれの事業所で 10 台を限度、法人全体で合計 20 台まで申請できることとなります。 ただし、申請は車両 1 台ごとに申請いただきます。 |
| 19 | 02-9. その 他 | 新古車・中古車の EV や FCV を購入して本補助金の申請をしたいが可能ですか？ | 新古車・中古車の場合は、補助申請ができません。 |
| 20 | 02-9. その 他 | 事業用車両は対象ですか？ | 事業用自動車、地方公共団体又は地方公共団体が出資する法人が所有若しくは使用する塵芥車及び大型特殊自動車は補助対象外となります。 |

04.補助対象車両・機器

| | | | |
|---|--------------------------|---|--|
| 1 | 04-1. 補助 車両・ 機器 | 「給電機能あり」と「車載コンセント (1500W/AC100V)あり」の違いは何ですか？ | 本事業では、給電機能とは「外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(1500W AC100V)から電力を取り出せる機能」を言います。 |
| 2 | 04-1. 補助 車両・ 機器 | 今回の補正予算では、EVやPHV、FCVと言われる車両であれば、全て補助対象となりますか？ | 補助対象車両は、センターに設置する外部審査委員会で補助対象要件を満足しているかどうか審査され承認されたもののみとなります。 最新の補助対象車両については下記をご覧ください。 補助対象車両一覧表 |

05.補助金について

| | | | |
|---|-------|--|---|
| 1 | 05-1. | V2H 充放電設備設置工事費の補助額が定額と記載されているが、工事にかかった費用が全額補助されるとの意味ですか？ | V2H 充放電設備ならびに工事費用のうち、センターが認めたものが補助対象となります。また、設置工事の内容をセンターが審査した上で、補助金額を決定します。従って、申請された工事費用の全額が補助されるというわけではありません。 |
|---|-------|--|---|

09.その他

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|-------|--|----|-----|-----------|----|-------|----|-----|--|-----|--|
| 1 | 09-1. | 保有義務等 | <p>モニタリング調査期間(経産省 2 年、環境省 4 年)以外に、既存 CEV 補助金のような定められた保有期間(4 年または 3 年)の条件はあるのですか？</p> <p>補助金を受けた車両や V2H 充放電設備/外部給電器については、それぞれに保有義務期間が定められており、その期間内に処分する場合は、処分する前に手続きが必要となり、処分しようとするものの補助金の一部返納が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="796 801 1329 913"> <tr> <td>車両</td> <td>4年※</td> </tr> <tr> <td>V2H 充放電設備</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>外部給電器</td> <td>3年</td> </tr> </table> <p>※令和 2 年度補正の補助対象車両はすべて4年</p> <p>これに加えて、アンケート・モニタリング調査期間(経産省 2 年、環境省 4 年)中に、補助金交付の要件を満たさなくなった場合は、車両補助額について、その一部返納が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="754 1151 1426 1536"> <tr> <td>経産省</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・車両及び車両とのセット申請の V2H 充放電設備/外部給電器を処分した場合 ・アンケート調査に御解答いただけない場合 <p>⇒返納額: 車両補助額の 1/3</p> </td> </tr> <tr> <td>環境省</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・車両を処分した場合 ・「再生可能エネルギー100%電力調達」を満たさなくなった場合 ・アンケート・モニタリング調査に御解答いただけない場合 <p>⇒返納額: 車両補助額の 1/2</p> </td> </tr> </table> <p>重要な事項ですので、必ず詳細を応募要領でご確認ください。</p> | 車両 | 4年※ | V2H 充放電設備 | 5年 | 外部給電器 | 3年 | 経産省 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両及び車両とのセット申請の V2H 充放電設備/外部給電器を処分した場合 ・アンケート調査に御解答いただけない場合 <p>⇒返納額: 車両補助額の 1/3</p> | 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両を処分した場合 ・「再生可能エネルギー100%電力調達」を満たさなくなった場合 ・アンケート・モニタリング調査に御解答いただけない場合 <p>⇒返納額: 車両補助額の 1/2</p> |
| 車両 | 4年※ | | | | | | | | | | | | |
| V2H 充放電設備 | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 外部給電器 | 3年 | | | | | | | | | | | | |
| 経産省 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両及び車両とのセット申請の V2H 充放電設備/外部給電器を処分した場合 ・アンケート調査に御解答いただけない場合 <p>⇒返納額: 車両補助額の 1/3</p> | | | | | | | | | | | | |
| 環境省 | <ul style="list-style-type: none"> ・車両を処分した場合 ・「再生可能エネルギー100%電力調達」を満たさなくなった場合 ・アンケート・モニタリング調査に御解答いただけない場合 <p>⇒返納額: 車両補助額の 1/2</p> | | | | | | | | | | | | |

| | | | |
|---|-------------------|--|---|
| 2 | 09-2. 交付 決定 | 申請受付後どのくらいで交付決定になりますか？ | 申請受付後、概ね2カ月程度(※)を予定しております。ただし、申請内容に不備があった場合や、受付開始当初に申請が集中したり、複雑な組み合わせでの申請であったりした場合などは、更にお時間を要する可能性があります。 また、外部給電器/V2H 充放電設備とセットの場合は、交付決定の後、実績報告を経て補助額を確定し、振り込みとなります。 ※現在、申請から交付まで約4ヶ月かかっています(申請内容に不備がある場合はさらに時間がかかる場合があります) |
| 3 | 09-3. | 「審査状況確認」サイトで表示すると「審査中」と「取下げ」の二つの表示が出るのですが、どうなっているのでしょうか？ | 「審査状況確認」画面で、「審査中」と「取下げ」が二つ表示される場合は、「審査中」の状態です。 「審査中」と「取下げ」が2つ表示されるケースがあるのは、申請頂いたものが補助事業が異なる等の不備が判明した案件について、一旦システム上「取下げ」処理をしているためです。当初想定していない不備への対処のため、システム上この様に表示されることご容赦願います。 |

10.再エネ 100%

| | | | |
|---|-----|---|--|
| 1 | 再エネ | どのようにしたら「再エネ 100%電力調達」の要件を満たしますか？ | 「再エネ 100%電力調達」の方法については、 ①所有している再エネ発電設備からの自家消費 ②電力小売り会社から再エネ100%電力メニューの購入(契約) ③グリーン電力証書もしくは再エネ由来「クレジット」の購入の3つの手法があり、これらはそれぞれ組み合わせて再エネ100%とすることも可能です。 詳細については、 環境省 HP をご確認ください。 http://www.env.go.jp/air/100.html |
| 2 | 再エネ | 一つの事業所(又は自宅)で、電灯と動力の契約が分かれているのですが、どちらも「再エネ 100%電力調達」要件を満たす必要がありますか？ | その通りです。当該の事業所(又は自宅)で使用される電力量を全て、「再エネ 100%電力調達」要件を満たして頂く必要があります。 |

| | | | |
|---|-----|--|---|
| 3 | 再エネ | 太陽光パネルを所有しているが、これで条件がみたせるのですか？ | 太陽光パネルを所有し、自営線や蓄電池と組合せる等により各家庭/事務所で直接消費する分については本事業の要件にカウントできます。ただし各家庭/事務所での全消費電力を満たすことができない場合は、その不足分について、電力小売り会社から再エネ100%の電力メニューを購入するか、グリーン電力証書といった再エネ証書を購入いただくことで「再エネ 100%電力調達」の要件を満たすことができます。 詳細については、 環境省 HP をご確認願います。 http://www.env.go.jp/air/100.html |
| 4 | 再エネ | 太陽光パネルを所有し、FIT 売電をしているが、この発電量を使って条件が満たせるのですか？ | FIT (Feed-in Tariff: 固定価格買取制度)を含め、売電分の発電量を本事業の要件にカウントすることはできず、総発電量より売電量を控除頂き差分については別途補填して頂く必要があります。 電力小売り会社から再エネ100%の電力メニューを購入するか、グリーン電力証書といった再エネ証書を購入いただくことで「再エネ 100%電力調達」の要件を満たすことができます。 |
| 5 | 再エネ | エネファームを設置してガスからの燃料電池発電をしています。また、電力の不足分は購入しています。エネファームは、「手法1: 自家発電」としていいのでしょうか？ | 今回の事業においては、エネファームのようなコジェネレーションは自家発電とは切り離して考えております。 このため、太陽光発電と同様の「手法1」の適用とはなりません。 エネファームを保有している場合は、「手法2: 再エネ 100%電力メニューの購入」などで、環境省の補助金に申請することが可能です。 |
| 6 | 再エネ | 太陽光パネルの設置を検討しているが、補助金の対象なのですか？ | 本補助事業では太陽光パネルなどの再エネ発電設備の設置など「再エネ 100%電力調達」の要件に要した費用は対象外です。 |
| 7 | 再エネ | 環境省事業に補助金申請するには、いつまでに再エネ電力メニューの契約等を行う必要がありますか？ | 申請日までに申請に必要な書類が提出できるようにしていただく必要があります。申請期限は車両登録日によって異なりますので、ご確認下さい。 電力契約の切り替えをされる場合、時間がかかるケースもありますので、車両の購入や登録と合わせて、余裕をもって電力契約の切り替え等「再エネ 100%電力調達」要件への対応と必要書類の準備をお願いいたします。 |
| 8 | 再エネ | すでに再エネ電力メニューで契約しているが、切り替える必要があるのですか？ | 対象となる再エネ電力メニューを既に契約されている場合は、切り替える必要はございません。環境省にて公開しているリストに掲載されている再エネ電力メニューである必要がありますので、ご注意ください。 http://www.env.go.jp/air/100.html |

| | | | |
|----|-----|---|---|
| 9 | 再エネ | 補助金交付申請時に再エネ電力が供給されている必要はありますか？ | 「再エネ電力メニュー」については、契約済みであれば、電力供給前でも、申請は可能です。 |
| 10 | 再エネ | 「再エネ 100%電力調達」要件の「再エネ電力メニュー」は、何を参照すれば対象メニューがわかりますか？ | 下記環境省 HP に公開してあるメニューから選択してください。随時更新されていく予定です。 http://www.env.go.jp/air/100.html |
| 11 | 再エネ | 申請書に記載する「再エネ電力メニュー番号」はどこを見れば良いのでしょうか？ | 環境省が公開している一覧表に記載されている番号を記入してください。 一覧表は下記をご覧ください。 http://www.env.go.jp/air/ichiran/ichiran.pdf |
| 12 | 再エネ | 家族それぞれの名義で車両を登録し、それぞれが環境省事業に補助金申請する場合、「再エネ 100%電力調達」として再エネ電力メニューの契約者は、車両名義と必ずしも一致しないのですが、申請可能ですか？ | 補助申請車両の使用の本拠の位置の電気の契約が「再エネ 100%電力調達」の要件を満たしていれば、電気の契約者は申請者と一致しなくても申請可能です。ただし、補助金の申請や、モニタリング調査等はそれぞれでご対応いただく必要があります。 |
| 13 | 再エネ | 手法2:再エネ 100%電力メニューを契約したばかりで契約書が無く、また供給開始前なので検針票もありません。必要書類を教えてください。 | 【手法2】再エネ 100%電力メニューは契約済みであれば、電力供給前であっても申請いただけます。 必要書類として【メニューの名称】、【提供事業者】、【契約者名】、【供給している住所】がわかる書類にて申請してください。 ※ 申込書では申請できません ※ [契約受付の内容]として上記4点が分かる書類は、小売電気事業者にお問い合わせ願います ※ 電気の契約者はどなたでも構いません 小売電気事業者からは通常は申込み後1か月以内に、上記4点が分かる書類が発行される見込みです。 [契約受付の内容]サンプル cev-pc.or.jp/hojo/pdf/r02ho/r02ho_faq_sample1.pdf |
| 14 | 再エネ | 再エネ電力メニューの契約書類が、申請期限までに発行出来ない可能性があります。 Q&Aを見て、必要情報4点を電力会社にリクエストしたが、期限に間に合わない可能性が高いと言われました。 どのように対応したらいいでしょうか？ | 再エネ100%電力調達のため、手法2 再エネ 100%電力メニューを申し込んで間もないために、補助金の申請期限までに電力会社から契約済の必要書類を入手できない場合は、その旨を saiene100@cev-pc.or.jp までメールでお問い合わせ願います。 お問い合わせの際は、メールの件名を「再エネ100%電力調達 契約書類の件」としてください。 |

| | | | |
|----|-----|--|---|
| 15 | 再エネ | 再エネ電力証書などの書類が、申請期限までに入手出来ない可能性があります。どのように対応したらいいでしょうか？ | 再エネ100%電力調達のため、手法3 電力証書の購入を申し込んで間もないために、電力証書など必要書類を入手できない場合は、その旨を saiene100@cev-pc.or.jp までメールでお問い合わせ願います。 お問い合わせの際は、メールの件名を「再エネ100%電力調達 契約書類の件」としてください。 |
| 16 | 再エネ | 証書はどこで購入できるのですか。電力メニューのように決まった事業者からでないといけないのですか。 | 発電事業者から購入できますが、小売事業者や仲介業者からも購入可能です。掲載の了承をいただいている事業者は、環境省の下記ページに掲載されているので、ご参照ください。 http://www.env.go.jp/air/100.html |
| 17 | 再エネ | 再エネ電力証書の購入量はどれだけ必要ですか。使用期間も教えてください。 | 再エネ電力証書の購入量は年間消費電力量の原則4年分以上の購入となります。 その際、購入電力量の使用期間は、車両の登録日から4年間の期間となります。 ※ なお、グリーン電力証書及びJ-クレジットは購入後返還できませんので、購入の際は慎重にご検討ください。 ※ 4年間のモニタリング調査において、電力消費量に対する再エネ発電量や証書購入量を確認し、不足分がある場合は追加で対応いただきます。 【手法2】再エネ100%電力メニューが可能であれば 【手法3】単独とするのではなく、あらかじめ【手法2】を組み合わせることで、毎年の発電量等の不足分について、追加で証書購入いただくなどの対応が不要となります。 |
| 18 | 再エネ | 環境省の補助金を受けた場合に義務付けられる「モニタリング調査」とはどのような内容ですか。 | 環境省の補助金を受給される方には、再エネ100%電力調達の実態調査及びアンケート調査などに、モニターとして参画いただきます。 詳しくは環境省の下記サイトをご覧ください。 http://www.env.go.jp/air/post_70.html |

【見直し履歴】

2021年3月26日作成

3月29日、4月7日追記

4月13日一部表現見直し

4月27日追記、付番見直し

4月30日追記、一部表現見直し

5月17日追記、表示順変更他

5月21日経産省補助申請期限関係追記

6月21日上記5月21日のFAQ削除、経産省追加募集等追記

7月30日追記

8月19日経産省補助予算残高関係追記

8月31日経産省補助予算残高関係他表現見直し

9月8日審査状況確認について追加

9月10日経産省補助受付終了に伴う見直し

9月13日経産省補助受付終了に伴う見直し(一部更新)

9月17日環境省補助モニター制度要件について追加

10月26日環境省補助予算残高関係について追記

11月1日環境省補助、「車両+V2H/V2Lセット申請」受付終了について追記

11月2日環境省補助受付終了時期見込みの追記